

舞鶴工業高等専門学校 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、舞鶴工業高等専門学校（以下「本校」という。）における数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（以下「本教育プログラム」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(履修対象者)

第2条 本教育プログラムの履修対象者は、本校の準学士課程に在籍する学生（以下「学生」という。）とし、特別聴講学生及び科目等履修生は除くものとする。

(教育目的)

第3条 学生の数理・データサイエンス・AI への関心を高め、かつ、数理・データサイエンス・AI を適切に理解し、それを活用する基礎的な能力を育成することを目的として、数理・データサイエンス・AI に関する基礎的な能力の向上を図る機会の拡大に資することを目標とする。

(授業科目)

第4条 本教育プログラムのリテラシーレベルを構成する授業科目は、別表1に定めるとおりとする。

2 本教育プログラムの応用基礎レベルを構成する授業科目は、別表2に定めるとおりとする。

(修了要件)

第5条 本教育プログラムのリテラシーレベルの修了要件は、前条第1項に規定する授業科目の単位をすべて修得していることである。

2 本教育プログラムの応用基礎レベルの修了要件は、前条第2項に規定する授業科目の単位をすべて修得していることである。

(修了認定)

第6条 本教育プログラムのリテラシーレベルおよび応用基礎レベルの修了認定は、教務委員会で審議し、校長が行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、本教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和4年4月13日制定)

1 この規程は、令和4年4月13日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

2 令和4年度の準学士課程第1学年に入学した者から適用し、転入学、編入学及び再入学する者については、適用しない。また、第2学年もしくは第3学年進級時に他学科に転科した別表2の者については、適用しない。

附 則 (令和6年6月12日一部改正)

1 この規程は、令和6年6月12日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

2 リテラシーレベルについては令和4年度の準学士課程第1学年に入学した者から適用し、転入学、編入学及び再入学する者については、適用しない。また、第2学年もしくは第3学年進級時に他学科に転科した別表3の者については、適用しない。

3 応用基礎レベルについては令和5年度の準学士課程第1学年に入学した者から適用し、転入学、編入学及び再入学する者については、適用しない。

(別表1)

数理・データサイエンス・AI 教育プログラムのリテラシーレベルに関する対象科目

学科	本教育プログラムのリテラシーレベルに関する対象科目
機械工学科	情報処理Ⅰ（1年） 情報処理Ⅱ（2年） 計測工学演習（3年） 数値計算演習（4年）
電気情報工学科	情報基礎（1年） プログラミング実習（3年）
電子制御工学科	情報基礎（1年） 制御工学実験（5年）
建設システム工学科	情報リテラシー（1年） 測量実習（2年） 建設システム工学実験ⅠA（3年） 建設システム工学実験ⅠB（3年）

(別表2)

数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの応用基礎レベルに関する対象科目

学科	本教育プログラムの応用基礎レベルに関する対象科目
電気情報工学科	情報基礎（1年） メディアリテラシー（1年） 情報数学（2年） C言語（2年） プログラミング実習（3年） 応用数学ⅡA（4年） 応用数学ⅡB（4年） 創造工学（4年） ネットワーク論（4年） 情報システム論（5年） データ構造とアルゴリズム（5年）

(別表3)

本教育プログラムの履修対象から除外される者

リ テ ラ シ ー レ ベ ル	第2学年進級時	機械工学科から電気情報工学科に転科
		機械工学科から電子制御工学科に転科
		機械工学科から建設システム工学科に転科
	第3学年進級時	電気情報工学科から建設システム工学科に転科
		電子制御工学科から建設システム工学科に転科